

# 奄美情報処理専門学校学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、情報処理に関する専門的な知識及び技術を習得させ、職業若しくは実生活に必要な能力の育成と教養の向上を図る事を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、奄美情報処理専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、奄美市名瀬小俣町3番50号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

専門課程	学科名	修業年数	入学定員	総定員	備考
工業	システム情報処理科	2年	25名	50名	各学年1クラス
工業	ITビジネス科	1年	15名	15名	1クラス

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(1) 工業専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業 7月20日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

(5) 春季休業 3月21日から4月7日まで

### 第3章 教育課程、授業時数、及び教員組織

#### (教育課程、授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1及び別表2のとおりとする。

- (1) 別表1及び別表2に定める授業時数の1単位時間は45分とする。
- (2) 授業時数を単位数に換算する場合には、一般科目は24時数をもって1単位とし、専門科目においては32時数をもって1単位とする。

#### (始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

- (1) 工業専門課程は、9時00分から15時までとする。
- (2) 国家試験や他の資格試験前には15時30分から17時に補講をする場合がある。

#### (教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専属講師 3名以上(校長を含む)
- (3) 非常勤講師 5名以上(専属講師を含まず)
- (4) 事務職員 1名以上

2 校長は、公務を掌り、所属職員を監督する。

### 第4章 入学、編入学、休学、退学、卒業及び賞罰

#### (入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者。

#### (編入学資格)

第11条 本校の第2学年以上に編入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する資格を有し、前学年の課程を修了したと同等以上の学力があると校長が認めた者。

#### (入学時期)

第12条 本校の入学時期は次のとおりとする。

- (1) 毎学年の初めとする。

#### (入学手続)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、第20条に定める入学検定料を添えて提出し、受験票の交付を受けなければならない。

- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学を決定する。
- (3) 本校に入校を許可された者は、指定の期日までに第20条に示す入学金を納入して入学手続きを取らなければならない。

(休学、復学)

- 第14条 学生が疾病やその他やむをえない事由によって、30日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学する事ができる。

(退学)

- 第15条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

(成績評価)

- 第16条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。
- 2 前項の成績評価については、校長が別に定める。

(課程修了の認定、卒業)

- 第17条 第7条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者に対しては、卒業証書を授与する。

(表彰)

- 第18条 成績優秀にして、他の模範となる者は、表彰する事がある。

(退学)

- 第19条 次の各号の1つに該当する者は、退学を命ずる事がある。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
  - (4) 学校の秩序や社会的秩序を乱し、学生としての本分に反した者。

## 第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

- 第20条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。ただし、原則として分納は、2回までとするが、家庭の事情によりやむ負えない場合で学校長が認めた者のみ所定の手続きを済ませば、その他の方法で納付する事ができる。

(1) 納付内訳

	システム情報処理科	ITビジネス科	備考
入学検定料	5,000円	5,000円	初年度のみ
入学金	70,000円	35,000円	初年度のみ
授業料	550,000円	500,000円	年額
施設維持費	50,000円	50,000円	年額

(2) 工業専門課程 システム情報処理科 入学金減免制度

再進学入学金減免制度
対象：大学・短大・専門学校等の高等教育機関への1年以上在籍者 及び日本語学校卒業者の留学生
減免金額：35,000円
親族入学金減免制度
対象：本校卒業生及び在学生の兄弟姉妹、子女
減免金額：35,000円
国家試験合格者入学金減免制度
対象：ITパスポート・基本情報処理技術者試験の合格者
減免金額：35,000円
成績優秀者入学金減免制度
対象：高等学校「調査書」において、全体の評定平均値が「5」もしくは、 学習成績概況が「A」の者
減免金額：35,000円

第21条 既に納付した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学決定者が入学手続き後に辞退申請を3月31日までにした場合、入学検定料・入学金を除く授業料及び設備維持費を返還する。

第22条 前期もしくは、後期が始まる1ヶ月前に休学の手続きを済めた場合、該当する学期分の授業料は、徴収しない。ただし、施設維持費は除く。

第23条 前期もしくは、後期が始まる1ヶ月前に退学の手続きを済めた場合、該当する学期分の授業料は、徴収しない。ただし、施設維持費は除く。

(除籍)

第24条 授業料その他の納付金を6ヶ月以上滞納した者は除籍する事ができる。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

**附 則**

この学則は平成17年4月1日より施行する。

**附 則**

この学則は平成20年4月1日より施行する。

**附 則**

この学則は平成22年4月1日より施行する。

**附 則**

この学則は平成24年4月1日より施行する。

**附 則**

この学則は平成25年4月1日より施行する。

**附 則**

この学則は平成28年4月1日より施行する。

**附 則**

この学則は平成29年4月1日より施行する。

**附 則**

この学則は平成30年4月1日より施行する。